

消防情第 160 号
令和 2 年 6 月 9 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁防災情報室長
(公 印 省 略)

本格的な梅雨期及び台風期に備えた情報伝達手段等の確認について

平素より、消防防災行政の推進に格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的な大雨や集中豪雨が発生しており、特に、昨年は令和元年房総半島台風に伴う暴風等により、長期間にわたる停電や通信障害、多数の住家被害が発生するとともに、令和元年東日本台風では、大雨等により、多数の人的被害及び住家被害が発生したところです。

本格的な梅雨期及び台風期に備え、市町村から住民への情報伝達や、都道府県、市町村、消防本部等が相互に確実に情報伝達ができる体制を確保することが重要です。

貴職におかれましては、下記のとおり情報伝達手段等について確認して頂くとともに、非常用通信手段の確保を含め確実な情報伝達体制の継続的な維持をお願いします。また、本通知を貴都道府県内の市区町村及び消防本部へ伝達されるとともに、適切な対応がとられるよう助言等についてもお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 住民への確実な情報伝達

避難勧告等をはじめ、特別警報、土砂災害計画情報等の防災情報の伝達にあたっては、防災行政無線（同報系）、緊急速報メール、インターネット（ホームページ、SNS 等）、コミュニティ FM、Lアラート（テレビ・ラジオ等）等を活用するとともに、長期の停電時においては、広報車の活用や戸別訪問などを通じて、住民への確実な防災情報の伝達に万全を期すこと。

特に、昨年の災害で得られた教訓等を踏まえた情報伝達体制の見直しについて再確認するとともに、訓練等を通じて習熟を図ること。

なお、「災害情報伝達手段の整備等に関する手引き」（令和 2 年 3 月改訂）、7（2）に

において、以下のとおり既存の災害情報伝達手段が使用できなくなった場合の対応について記載しているので、参考とされたいこと。

(既存の災害情報伝達手段が使用できなくなった場合の対応) ※手引きより抜粋
長期の停電等により、既存の災害情報伝達手段が使用できなくなった場合における住民への情報伝達についても備えが必要である。コミュニティラジオやサイレン(半鐘)、広報車の活用、消防団員等による避難行動要支援者等への戸別訪問、避難所・街角の掲示板などへの情報の提示、ビラの配布等、様々な手段について事前に検討しておき、確実に情報伝達をする体制を構築しておくべきである。
また、屋外拡声子局の故障や倒壊等、早期に被害状況の把握に努めることで、使用できなくなった災害情報伝達手段の復旧の見込みを立てておくことも大切である。

2 非常用通信手段の確認

公衆通信網が不通となった際にも都道府県、市区町村、消防本部、主要な公共機関等が相互に連絡できるよう、都道府県防災行政無線、衛星通信、衛星携帯電話等の非常用通信手段のうち使用可能な手段を確認するとともに、これらの設備について、訓練等を通じて職員が使用方法を習熟することを含め、常に使用可能な状態を維持すること。

また、非常用通信手段が不足している場合は、衛星通信回線の導入など、情報伝達手段の確保に取り組むこと。

3 復旧に関する手順、事業者連絡先の確認

情報伝達に必要な機器について、故障等の被害状況の把握や復旧方法、停電時のバッテリー交換等の手順、及び関係事業者との夜間・休日を含む連絡手段を確認するとともに、訓練を実施して習熟に努めること。

また、関係事業者と災害時の協定等を締結している場合には、災害時における実効性を確保するよう、当該協定についても再確認しておくこと。

(連絡先)

消防庁防災情報室

担当：竹本、中村、浅井、稲見

電話：03-5253-7526